

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 風水害に強い都市づくりの推進

風水害に強い都市づくりの推進のため、水害予防対策、高潮災害予防対策、土砂災害予防対策及び風害予防対策について定めます。

#### 第1節 水害予防対策

##### 1 河川の概要

中区には、西から東に大岡川、中村川・堀川が流れており、この二つの河川に挟まれている地域では大雨の際に洪水により浸水する危険があります。



##### 2 下水道施設等の整備

###### (1) 雨水排水施設（下水道）の役割

雨水を川や海に流す下水管（雨水）やポンプ場を整備することによって、浸水への安全度が向上します。

###### (2) 雨水排水施設（下水道）の整備計画

時間降雨量約 50mm程度の降雨（5年に1回程度）に対応した整備を行います。

また、特に人口が集中する低地区などは、さらに安全度を高めるため、時間降雨量約 60 mm程度の降雨（10年に1回程度）に対して浸水しない整備を段階的に進めます。

###### (3) 雨水排水施設（下水道）の維持管理

###### ア 下水管きよの維持管理

下水管きよの流下機能を常に確保するため、調査、清掃及び修繕・改良工事を実施します。

###### イ 下水道施設情報

下水道管きよやポンプ場の迅速な情報収集を進めます。

##### 3 神奈川県大規模氾濫減災協議会

県、市町村、横浜地方気象台が神奈川県大規模氾濫減災協議会を通じて連携協力し、「水防災意識社会」を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進・実施していきます。

#### 第2節 高潮災害予防対策

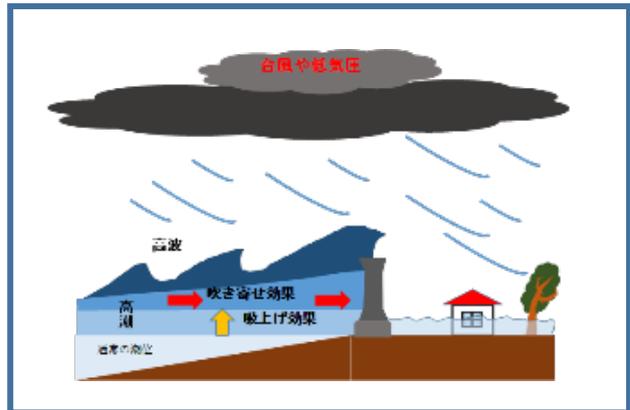
##### 1 高潮及び高潮位の推定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因です。高潮が発生す

ると、海水が護岸を越えたり、高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなります。

高潮発生時の偏差（低気圧による吸い上げ高）の推算については、最大の偏差を抽出することとしており、横浜市では、伊勢湾台風が当時と同じ角度で東京湾を直撃した場合に最大の偏差が生じると予想されています。

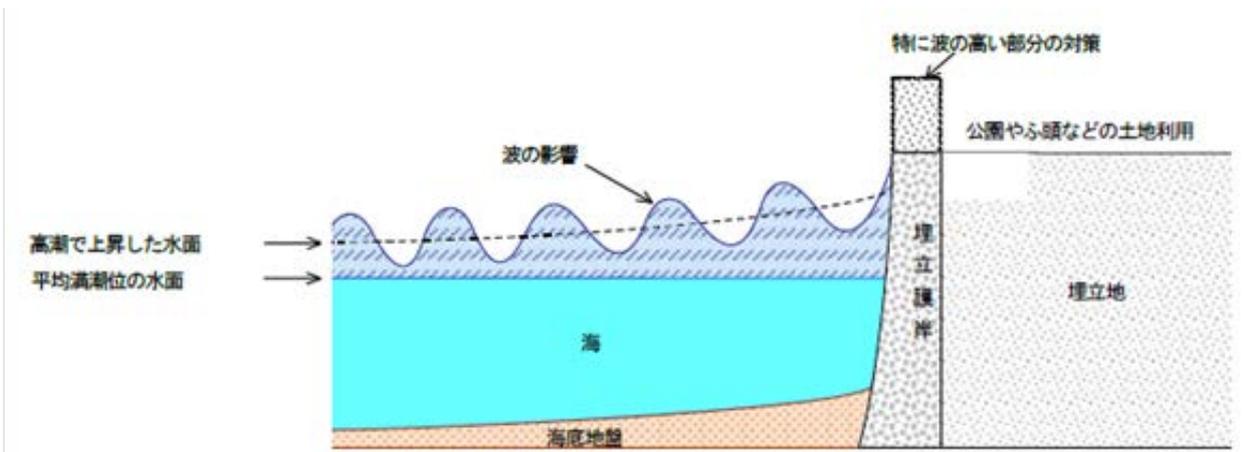
この台風の条件と海岸線の地形情報を基にしたシミュレーションによって最大偏差を抽出し、これを横浜港の朔望平均満潮位に足したものが、計画高潮位であり、横浜市ではT.P. +2.2m～T.P. +2.7mとなります。（T.P.は、東京湾平均海面を基準とした標高）



## 2 埋立地、港湾施設の高潮対策

横浜市の海岸線は、ほぼ全面が埋立地であり、若干の部分を除いて自然海岸はありません。横浜港は、埋立によって拡張してきましたが、高潮を考慮した埋立の基準高さ（T.P. +2.7m）が定められ、これに沿って水際線が整備されてきました。横浜港で推定される計画高潮位はこの高さを下回っていることから、高潮に対して一定の安全性が確保されていると考えられます。

しかし、最新の知見による想定や護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設等の整備を進めていきます。



## 3 公共上屋の高潮対策

中区内の各ふ頭に対する高潮対策は次のとおり。

名称	施設の状況
本 牧 ふ 頭	防潮扉を設置。ただし、立地条件上、支障のない公共上屋については設置していない。
山 下 ふ 頭	防潮扉を設置
大 さん 橋 ふ 頭	公共上屋なし

## 4 下水道の高潮対策

### (1) 横浜市管理下水道の現況

河川沿い及び海岸線沿いに、水再生センターやポンプ場、雨水を排除するための管きょが整備されています。

なお、水再生センターやポンプ場の護岸は、計画高潮位（T.P.+2.7m）を上回っています。ただし、水再生センターやポンプ場から排水する放流きょや雨水を排除するための管きょは、計画高潮位（T.P.+2.7m）を下回っている箇所が存在し、高潮時の影響が懸念されています。

### (2) 高潮対策の概要

横浜市の下水道の高潮対策については、津波対策と合わせて進める必要があります。水再生センターやポンプ場の処理機能においては、高潮による電源損失や制御不能に陥ることのないように必要な対策を行っていきます。

また、雨水を排除するための管きょにおいても、高潮によって海からの水が逆流するなど、維持管理の支障とならないように必要な対策を行っていきます。

## 5 潮位の観測等

港湾局保全管理課は、大さん橋の潮位観測装置により潮位を常時観測しています。また、中区本牧及び磯子区新杉田検潮所においても潮位を常時観測、記録しています。

## 6 高潮浸水想定区域の指定（神奈川県が指定）

国内の観測史上、最も大きな台風が、東京湾沿岸に最悪の被害を与える経路で来襲した場合に浸水が想定される区域が高潮浸水想定区域として指定されました。

### ○前提条件

#### ・ 想定する台風の規模

台風の中心気圧	: 910hpa	室戸台風	（昭和9年）
暴風の半径（最大旋衝風速半径）	: 75km	伊勢湾台風	（昭和34年）
台風の移動速度	: 73km/h	伊勢湾台風	（昭和34年）

#### ・ 最悪の事態を想定したシナリオ

- ① 台風による降雨に伴い、河川の洪水が同時に起きることを想定
- ② 波浪等が施設の設計条件に達した段階で護岸等は倒壊して機能がなくなると想定

【高潮浸水想定区域図URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/takashio\\_shinsui.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/takashio_shinsui.html)



### 第3節 土砂災害予防対策

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（神奈川県が指定）【中区：71 区域（令和3年4月1日現在）】

急傾斜地の崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある地域及び一定の行為により崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定することとなっています。

指定基準は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、切土、盛土、立木の伐採など法律に定めた行為について、県知事の許可が必要になります。

また、災害防止のため、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

#### 2 土砂災害警戒区域の指定（神奈川県が指定）【中区：129 区域（令和4年3月8日現在）】

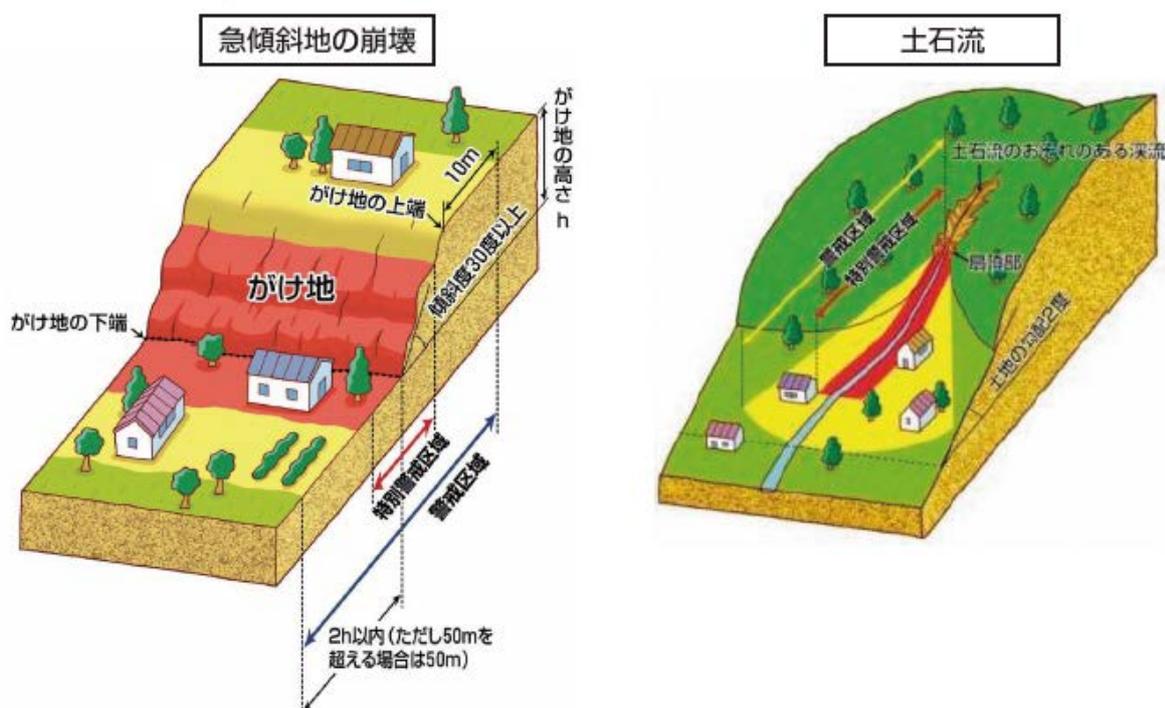
急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を指します。

「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）と「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）の2つに分けられます。

イエローゾーンでは、市が当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられています。

レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、一定の開発行為を行う際に県知事の許可が必要となるほか、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で土砂災害対策が施されているかどうかの確認を行うなどの制限事項が定められています。

中区では、117 区域が指定されています。（令和4年3月8日現在）



## ■ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

### 【急傾斜地の崩壊の場合】

- ・ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域

### 【土石流の場合】

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

## ■ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域内のうち、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

## 3 崖情報の収集

崖崩れ災害を防止するため、危険な崖や擁壁の改善工事の促進を図っています。

また、毎年 2 回（6 月、9 月）の宅地防災パトロールを実施しているほか、区民からの情報に基づく調査を行い、改善工事の啓発等を行っています。

### (1) 宅地防災パトロール実施概要

#### ア 目的及び概要

梅雨や台風シーズン前に区内の崖地を巡回し、緊急の危険箇所を把握しています。

また、助成制度の対象と思われる住戸にリーフレット等を配布し、助成制度の利用促進及び崖改善の啓発を図っています。

#### イ 参加機関

主に建築局、区総務課、区土木事務所、消防署、警察署が参加

## 4 土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域（即時避難指示対象区域）の指定

専門家による現地調査結果をもとに抽出した、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地及びその周辺を「土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域（即時避難指示対象区域）」として選定しています。

また、選定した区域の近くに設置する避難場所等の避難情報は、即時避難指示対象区域内の住民への個別ポスティングや、区ウェブサイトへの掲載により、住民等に対して事前に周知し避難対策の強化を図っています。

### 【参考 URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/fuusuigai-hinanbasyo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/bosai_bohan/saigai/fuusuigai-hinanbasyo.html)

**【中区対象区域：5箇所】**

- ① 打越の一部
- ② 山手町の一部
- ③ 本牧町1丁目の一部
- ④ 本郷町3丁目及び本牧町1丁目の一部
- ⑤ 本郷町3丁目の一部

## 5 道路崖防災対策

道路防災総点検に基づき、継続的に監視が必要な道路崖について「道路防災カルテ」としてまとめ、土木事務所による日常点検のほか、専門技術者による詳細点検を行い、道路がけ防災工事実施基準に基づき対策を実施していきます。また、これ以外の崖についても必要に応じて点検調査を行い、道路防災カルテに加えるなどの対応を行います。

## 第4節 風害予防対策

台風等による暴風や竜巻等の突風による被害を防止又は軽減するため、施設の安全管理や普及啓発など風害の予防対策を推進します。

### 1 街路樹倒伏防止対策

台風などの強風時における倒伏を防止するため、ベッコウタケなどにより腐朽しやすいサクラ、ケヤキ、ユリノキなど8種類の街路樹について、樹木医による点検を行っています。深刻な状態が確認された場合は、早急に伐採を行い、倒伏による被害の防止に努めています。

### 2 竜巻等の突風災害対策

竜巻等の突風による災害については、その発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生した時に適切な行動をとることで被害を軽減することができます。このため、各種広報媒体を活用した普及に努めます。

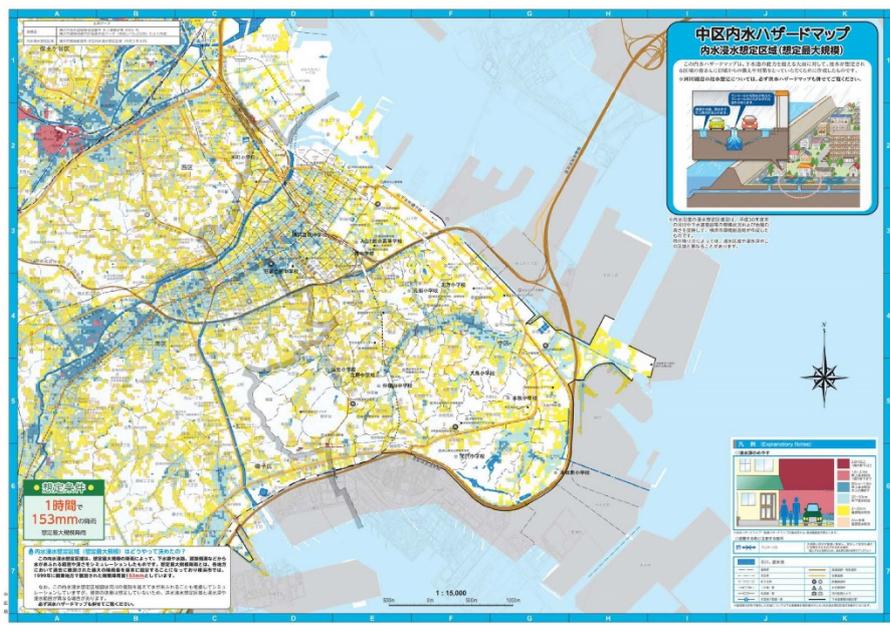
## 第2章 中区の災害警戒区域

### ハザードマップ

ハザードマップとは自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したものです。現在、中区では3種類のハザードマップを作成し、公表しています。

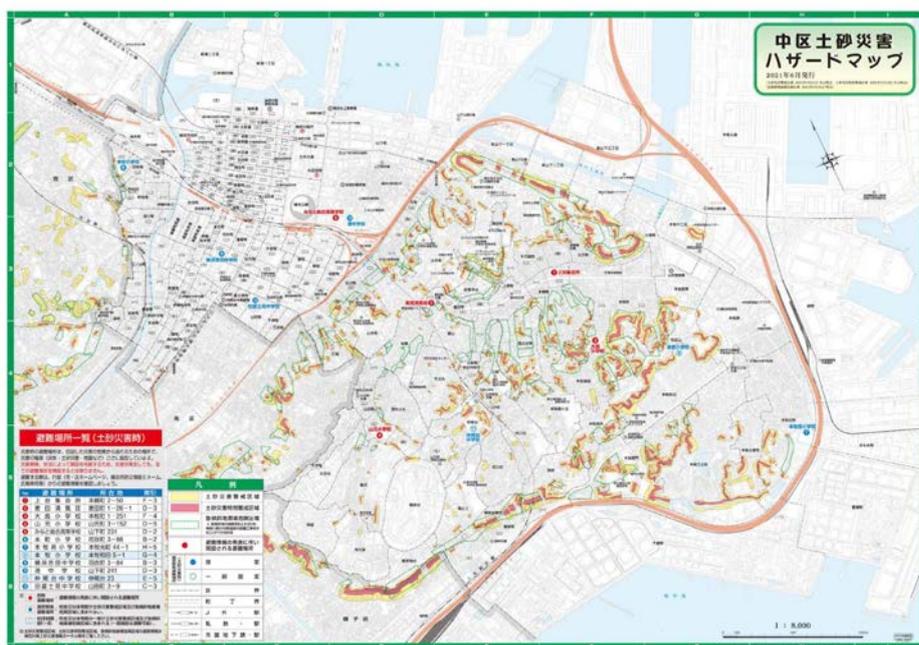
#### 【中区内水ハザードマップ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/naisuim.html>



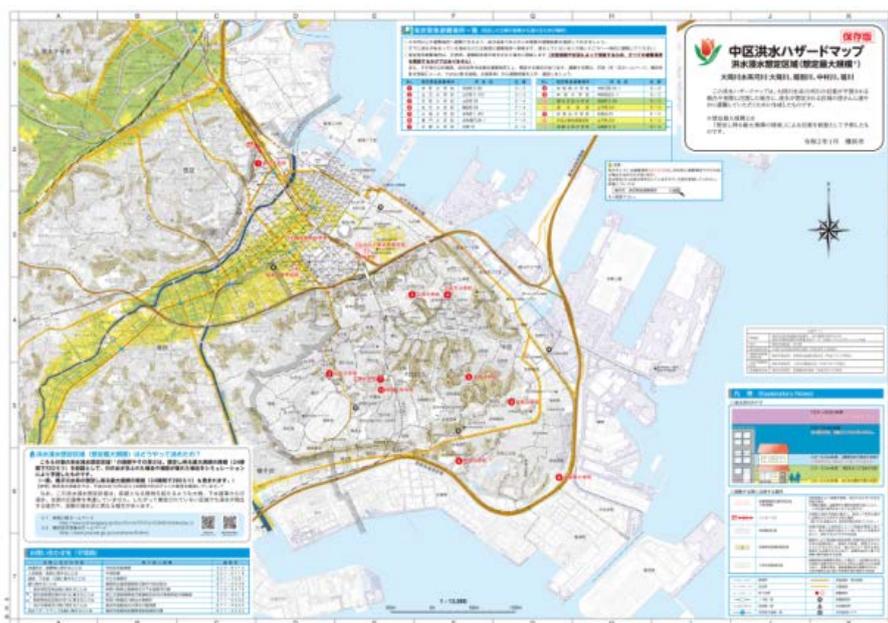
#### 【中区土砂災害ハザードマップ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/hmap.html>



## 【大岡川浸水ハザードマップURL】

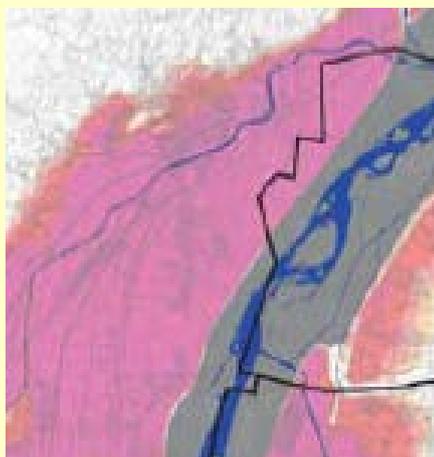
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>



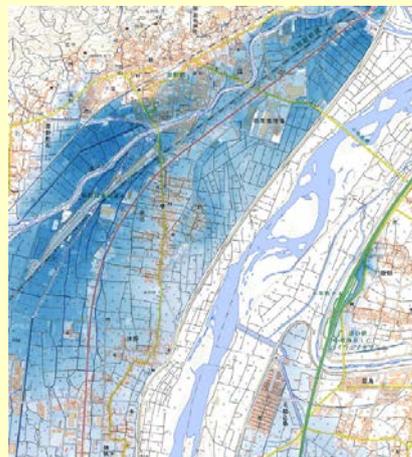
### 防災トピック

### ハザードマップの精度

ハザードマップ



実際の浸水範囲



令和元年台風 19 号では、長野県の信濃川で大きな洪水被害が発生しました。その際の浸水範囲を確認すると、ハザードマップに示された浸水想定区域とほぼ一致しています。

ハザードマップで危険な区域をあらかじめ確認し、被害が発生する前に、想定区域からいち早く脱出することが**命を守る最善の手段**となります。

## 第3章 防災力強化の取組

この章は、情報収集伝達機器、土砂災害警戒区域における警戒避難体制及び風水害対策に用いる資機材など、中区の災害応急活動を迅速的確に行うために定めます。

### 第1節 情報収集・伝達体制

#### 1 危機管理システム

##### (1) システムの概要

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速、的確な緊急対策の判断支援機能、区民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

区 分	主 な 機 能
観測情報	雨量、河川水位、台風など観測情報を収集し、伝達する機能
気象情報	地震、津波、気象、水防に関する各種注意報・警報等を収集し、伝達する機能
被害情報	各区役所から地震や風水害による被害の情報を収集し、伝達する機能
避難情報	避難情報、避難場所開設情報等の避難に関する情報を伝達・集約する機能

##### (2) 気象・河川情報等収集伝達体制

###### ア 雨量監視システム（レインアイよこはま）

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、区内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

###### イ 水防災情報システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ウェブサイトで公表するとともに、希望者にはパソコンや携帯電話へのEメール配信を行っています。また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

###### (ア) 河川水位情報等の市ウェブサイトでの提供

市ウェブサイトの水防災情報のページで、7水系・34河川・79箇所の水位情報（10分間隔）を見ることができます。また、過去の水位データを遡って見ることができます。

###### (イ) 河川監視カメラの設置による画像情報の提供

#### 2 防災情報Eメール

事前に登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の水位を超過した場合に、関連情報を配信しています。

#### 3 中区 Twitter（区政推進課）

避難情報の発令や避難場所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近や大雪の恐れがある場合の注意喚起等の情報を発信しています。

#### 4 Yahoo! 防災速報

Yahoo! 防災速報の「アプリ版」をスマートフォンにダウンロード、またはパソコンや従来型携帯電話に「メール版」を登録している方で、横浜市からの情報を受信設定している方は、本市から発信した内容をプッシュ通知により受信することができます

#### 5 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶ MCA 無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線及び MCA 無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX 等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

#### 6 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、職員自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

#### 7 コミュニティFM

令和元年8月に開局した、中区を中心としたコミュニティ放送局である『マリンFM』と災害時相互協力協定を締結しました。

災害発生時には、マリンFMを活用し、地域に密着した防災・避難情報を多言語で提供するほか、緊急時割り込み放送設備を活用した緊急避難情報を発信します。

##### 緊急時割り込み放送

災害発生時などの緊急時に、「マリンFM」のチャンネルに割り込んで、中区役所から防災情報を放送します。

これは、中区役所に設置した専用マイクを通じて発信した防災情報が、マリンFMの番組に優先されて放送されるものです。

中区内の被害情報や避難場所の開設状況などの中区に特化した防災情報を、区民の方々に提供することが出来ます。



## 第2節 警戒避難体制

### 1 浸水想定区域等における警戒避難体制

#### (1) 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

浸水想定区域が指定・公表された場合、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難場所等の水害に対する避難措置について定め、各種ハザードマップで区民への周知徹底を推進します。

また、浸水想定区域内の地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設等の要援護者施設に洪水予報等を伝達します。

#### (2) 浸水想定区域内の事業所等への洪水予報等の伝達体制の整備

水防法第15条第2項に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び事業所等への洪水予報等の伝達体制については、第6章第4節のとおりとします。

### 2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難体制等を整備します。

区長から伝達する 土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難指示等の発令 4 その他、土砂災害対策上、有効な情報
-------------------------	---

### 3 警戒レベルを用いた避難指示等

令和元年台風第19号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和3年5月20日に改正「災害対策基本法」が施行、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されました。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
 <警戒レベル4までに必ず避難> 			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

### 第3節 風水害対策用資機材等

区では、風水害対策用として各機関で、資機材を整備しており災害対応をしております。  
なお、これらの資機材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。

#### 【中土木事務所における主な水防用資機材】

資機材一覧	
エンジンカッター	土・砂
ジャッキ	土のう袋
チェーンソー	単管パイプ
スコップ	防水シート
つるはし	ベニヤ版
規制・注意看板	融雪剤

#### 【中区役所における活動用資機材一覧】

資機材一覧	
スコップ	無線機
ブルーシート	携帯電話
懐中電灯	デジタルカメラ
ハンドマイク	避難所用簡易ベッド
発電機	避難所用電気ストーブ
投光器	雨合羽、防寒衣
タブレット	

#### 【応急資材備蓄】

風水害による崖崩れ等の二次災害防止のため、本市と協定を締結した中区の横浜建設業防災作業隊の応急資機材として、ビニールシート・土のう・鉄筋棒を備蓄しています。

資材一覧	配置場所
ビニールシート	中区かもめ町4番地付近（本牧陸橋下）
土のう	
鉄筋棒	

#### 【医療救護活動用医薬品】

- 1 区内の地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備しています。
- 2 薬局、休日急患診療所等に医療救護隊用の医薬品等を備蓄しています。
- 3 医療救護隊が使用する医薬品は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

【地域防災拠点の備蓄（1拠点あたり）】

食料・水	クラッカー・缶入り 保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	スープ	220食		
生活	灯油式かまどセット ト又はガスかまど セット	1台	紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレトペーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話 用）	2本	防災行政用無線（デ ジタル移動無線）延 長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	下水道直結式仮設トイレ	5基	受水槽用蛇口	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	給水用水槽1t	1個
	保温用シート	150枚	松葉杖	5組		
救助	エンジンカッター （防塵眼鏡、皮手袋付）	2台	ガス式発電機 （カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレス キュージャッキ	1台
	ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大ポール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台	多言語表示シート	1式

地域防災拠点1箇所に備蓄している物資は、震災時だけでなく、風水害等の緊急時にも活用します。

【方面別備蓄庫】

主な資機材一覧	配置場所
水（水缶）	本牧ふ頭D突堤変電所
毛布	
トイレパック他	

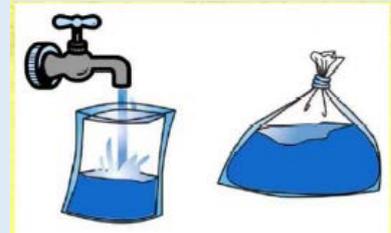
【帰宅困難者用備蓄庫】

主な資機材一覧	配置場所
食料（ビスケット）	中区松影町2丁目8番地8
水（水缶）	
アルミブランケット	
トイレパック他	

## 家庭で作る簡単な「水のう」

### ○「水のう」って何？

土で作る「土のう」の代わりとして、家庭で簡易的に作れる「水のう」というものがあります。大雨の際に、室内への浸水を防ぐ手段として利用できます。



### ○簡易「水のう」の設置例



「水のう」を防水シートなどくるんで、玄関先などに設置できます。水のうを段ボール等に入れると持ち運びができ便利です。

### ○「水のう」の作り方



#### 【必要なもの】

- 家庭用ゴミ袋（45リットル程度のもの）、
- ひも、
- 水

#### 【作り方】

ゴミ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れます。  
(持ち運びができる程度の重さで。) 袋の空気をにいた後、中袋をひもで縛り、外袋もひもで縛ると「水のう」の完成です。

※草加市役所の了承のもと、草加市ウェブサイトで公開している内容を使用しています。

(<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1901/010/020/010/PAGE000000000000040171.html>)

## 第4章 指定緊急避難場所と指定避難所の指定

災害時における避難場所について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所である「指定避難所」とを区別して指定します。

### 第1節 指定緊急避難場所

区長は防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土石流などの土砂災害	崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
高潮	高潮の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

### ◎土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域

土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域(即時避難指示対象区域)に対しては、あらかじめ次の5か所を避難場所として指定しています。

	施設名称	場所
1	麦田清風荘	中区麦田町1丁目26番地1
2	山元小学校	中区山元町3丁目152番地
3	大鳥小学校	中区本牧町1丁目251番地
4	上台集会所	中区本郷町2丁目50番地
5	みなと総合高校	中区山下町231番地

※区内に大きな被害が予想される場合は、上記以外の施設も開設します。

### 第2節 指定避難所の指定

指定避難所とは、被災した区民の方々が一定期間滞在する場です。区内では15か所の地域防災拠点等を指定避難所として指定しています。

※避難所の開設にあっては、気象状況や被害状況等を考慮して開設します。

### 第3節 その他の避難場所

#### 1 福祉避難所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

## 【中区福祉避難所一覧】

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 本牧ホーム	中区本牧原 6 番 2 号
特別養護老人ホーム 新山下ホーム	中区新山下三丁目 15 番 5 号
横浜市新山下地域ケアプラザ	中区新山下三丁目 15 番 5 号
横浜市不老町地域ケアプラザ	中区不老町 3 丁目 15 番地 2
横浜市麦田地域ケアプラザ	中区麦田町 1 丁目 26 番地 2
横浜市本牧原地域ケアプラザ	中区本牧原 6 番 1 号
横浜市蓑沢地域ケアプラザ	中区蓑沢 13 番地 204
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	中区本牧和田 35 番 13 号
日本水上学園（児童養護施設）	中区山手町 140 番地
横浜訓盲院（盲児施設）	中区竹之丸 181 番地
オリブ工房（知的障害者通所更生施設）	中区本牧原 16 番 1 号
中区本牧活動ホーム（中区障害者生活支援スペース）	中区本牧十二天 2 番 15 号
中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」 （中区障害者地域活動ホーム、中区生活支援センター）	中区新山下三丁目 1 番 29 号

## 2 帰宅困難者の一時滞在施設

災害により駅等に多くの滞留者の発生が予測される場合、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を、災害状況に応じて開設します。

【帰宅困難者一時滞在施設】令和 3 年 11 月 22 日現在

番号	所在地	施設名	駅
1	桜木町 1 丁目 101 番地 1	横浜桜木町ワシントンホテル	桜木町駅
2	桜木町 1 丁目 101 番地 1	クロスゲート	桜木町駅
3	花咲町 1 丁目 22 番地 2	ブリーズベイホテル	桜木町駅
4	新港 1 丁目 2 番 1 号	海上保安庁横浜海上防災基地	桜木町駅・みなとみらい駅
5	新港 2 丁目 7 番 1 号	横浜みなとみらい万葉倶楽部	みなとみらい駅
6	山下町 7 番地 1	創価学会神奈川文化会館	元町・中華街駅
7	港町 5 丁目 20 番地	割烹蒲焼わかな（鈴木ビル）	関内駅
8	尾上町 1 丁目 8 番地	関内新井ビル	関内駅
9	尾上町 5 丁目 80 番地	神奈川産業振興センター	関内駅

10	本町1丁目6番地	横浜市開港記念会館	関内駅・日本大通り駅
11	常盤町1丁目7番地	公益財団法人 横浜中央YMC A	関内駅・日本大通り駅
12	山下町70番地7	日本赤十字社神奈川県支部	関内駅・日本大通り駅
13	山下町72番地	ホテルJALシティ関内 横浜	日本大通り駅
14	山下町2番地	産業貿易センター	日本大通り駅
15	住吉町4-42-1	関内ホール	関内駅・馬車道駅
16	北仲通5丁目57番地	横浜第2合同庁舎（財務省横浜財務事務所管理）	馬車道駅
17	新港2丁目1番1号	ナビオス横浜	馬車道駅
18	新港2丁目2番1号	横浜ワールドポーターズ	馬車道駅
19	新港1丁目1番4号	アニヴェルセルみなとみらい横浜	馬車道駅
20	弁天通5-70	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル	馬車道駅
21	山下町10番地	ホテルニューグランド	元町・中華街駅
22	山下町84番地	エスカル横浜	元町・中華街駅
23	山下町16番地	メルパルク横浜	元町・中華街駅
24	元町1丁目11番地3アメリカ山公園3階	アメリカ山ガーデンアカデミー	元町・中華街駅
25	山手町184番地1	山手迎賓館	元町・中華街駅
26	山下町281番地	神奈川芸術劇場	元町・中華街駅
27	吉浜町2番地66	学校法人 横浜山手中華学園	石川町駅
28	本牧三之谷1番地2	メモワールホール本牧	根岸駅
29	錦町12番地	三菱重工業株式会社横浜製作所本牧工場	根岸駅
30	日ノ出町1丁目200番地	日ノ出サクアス	日ノ出町駅
31	日ノ出町1丁目200番地	ツクイ・サンシャイン横浜野毛	日ノ出町駅
32	伊勢佐木町5丁目127番地	利世館	伊勢佐木長者町駅
33	千代崎町2番地41	本牧ゆあそび館	山手駅
34	山下町142番地	学校法人横濱中華學院	石川町駅

## 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在NAVI）

専用のアプリを使い、現在地の近くの帰宅困難者一時滞在施設を検索することができます。

### スマートフォン版



<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/index.asp?dtp=101&ll=&pnl=1>

### PC版（外部サイト）

わいわい防災マップで閲覧できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



## 第5章 災害に強い人づくり

### 第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組（減災行動）が重要です。そのため、中区においては、区民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

#### 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・ 「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・ 「共助」とは、近隣の皆さんで、お互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・ 「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

### 第2節 防災意識の高揚

#### 1 職員に対する訓練及び啓発

区長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。

また、区長は、本計画、各種マニュアル等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めるものとします。

## 2 区民等への防災・減災の普及啓発

防災活動の成果をあげるためには、全区民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって区は、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、区の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について積極的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、区長は災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

### (1) 普及啓発の考え方

防災・減災の普及啓発を進めるうえで基本となる考え方は、次のとおりとします。

#### ア 生活基盤を通じた普及啓発

区民に幅広く防災・減災の知識の普及啓発を行うため、職場、学校、福祉施設等を単位とした取組を進めます。

例えば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及啓発を行うことが重要です。

#### イ 地域に入り込んだ普及啓発

普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、区民の防災・減災の取組を推進します。

#### ウ 啓発手段の充実

減災に向けた自助・共助の大切さに関する区民の理解を促進するため、分かりやすく印象的な啓発用の広報物を作成し普及啓発します。

また、啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、啓発媒体の拡充（DVDなどの映像化、点字化音声化、多言語化）を行います。

#### エ 横浜市民防災センターの活用

災害を疑似的に体験することなどにより、自分自身や周囲の人を守るための具体的な行動や知識を学ぶことができる市内唯一の防災体験型学習施設である横浜市民防災センターを活用し、区民の防災・減災力の向上に取り組みます。

#### オ 防災訓練を通じた知識や技術の習得

実践を伴う防災訓練は、普及啓発の手段として有効であり、区民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進します。

### (2) 啓発対象者の特性及び属する環境に応じた普及啓発

減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者の特性に応じた普及啓発を推進します。

### (3) 普及の方法及び内容

中区及び防災関係機関は、区民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、広報よこはまやコミュニティFM等、それぞれに適した方法で災害に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。また、啓発手段をより充実させるために、分かりやすく印象的な広報物の作成や、啓発媒体の拡充を行うとともに、横浜市民防災センターや実践を伴う防災訓練の機会を有効に活用します。

### (4) 災害教訓の伝承

中区及び防災関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、区民自らが災害教訓を伝承する取組を支援します。

### (5) 家庭防災員研修制度

「家庭防災員研修制度」は、区民を対象に、自助から始まり、地域における防災の担い手としても活躍できる「家庭防災員」の養成を目的とした研修制度です。この研修を通じて、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることができますようになります。

### (6) 竜巻等の突風災害に関する知識の普及

近年全国で多発している竜巻等の突風による災害について、竜巻等の突風の発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生した時に適切な行動をとることができれば人的な被害を軽減することができます。このため、区は、区民等に対して各種広報媒体を活用して竜巻等の突風の特徴やこれに遭遇した時の身の守り方、竜巻等突風に関する防災気象情報の利活用などについて普及に努めます。

## 第3節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。また、指定緊急避難場所が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。そのため、車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）の周知等、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

## 第6章 災害に強い地域づくり

### 第1節 中区災害対策連絡協議会の設置

中区災害対策連絡協議会は、地震・風水害等の広域に及ぶ災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、住民・行政・関係機関・団体・企業が一体となって、災害の予防、応急

対策、復旧等について、情報の交換、相互調整及び補完等をすすめることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に、平成7年8月7日に設立されました。

会長は、中区長とし、副会長は、中区連合町内会長連絡協議会長、中消防署長、伊勢佐木警察署長、中区副区長となっています。

## 第2節 自主防災組織の強化

### 1 町の防災組織

本市では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会等へ「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

(※ 町の防災組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織を指します。)

#### (1) 活動計画の作成

町の防災組織では、活動計画を定め、地域の防災体制づくりをしています。

町の防災組織の定める活動計画	<ol style="list-style-type: none"><li>1 防災組織の編成及び任務分担に関する事</li><li>2 防災知識の普及に関する事</li><li>3 防災訓練の実施に関する事</li><li>4 情報の収集及び伝達に関する事</li><li>5 出火の防止及び初期消火に関する事</li><li>6 救出救護に関する事</li><li>7 避難誘導に関する事</li><li>8 給食給水に関する事</li><li>9 区民が任意に設置した避難場所の支援に関する事。</li><li>10 地域防災拠点との連携に関する事。</li></ol>
----------------	--

#### (2) 防災力強化の取組

発災直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、共助による助け合いにつながっていくことから、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていきます。また、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

### 2 地域防災拠点運営委員会

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

### 第3節 要援護者対策

地域の中には、風水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者(以下「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支え合いの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、区で展開している中区地域福祉保健計画等の取組を進め、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

#### 1 災害時要援護者名簿

区では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

なお、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。

##### (1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

##### (2) 災害時要援護者名簿の記載事項(7項目)

ア 氏名

イ 住所又は居所

ウ 生年月日

エ 性別

オ 電話番号その他の連絡先

カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由

キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

##### (3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト(災害時要援護者リスト)を作成し、中区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。

また、災害時要援護者リストの更新に合わせ名簿を定期的に修正します。

## 2 要援護者に対する事前対策

### (1) 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組の推進（地域の取組）

#### ア 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、地域の自主防災組織等は、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。

#### イ 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

### (2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

#### ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、地域の見守り活動等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、高齢者等避難等の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動が開始できるよう準備をすることなど、家庭内での安全対策について周知します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識の向上を図るため普及啓発活動を行います。

#### イ 災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、災害対策基本法第49条の11第2項に規定されているとおり、自主防災組織等に災害時要援護者名簿を次のとおり提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11第3項及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

#### (7) 災害時要援護者名簿の提供先

- ・自主防災組織（自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会 等）
- ・自主防災組織に準ずるもので市長が認めるもの

#### (4) 災害時要援護者名簿の提供方法

中区は、名簿提供を希望する自主防災組織等と、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、書類（紙ベース）により名簿の提供を行います。

#### (5) 名簿情報の適正管理

災害時要援護者名簿について適正な情報管理が行われるよう、中区においては、情報セキュリティ関連規定の遵守を徹底します。また、名簿の提供にあたっては、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、提供先に個人情報の漏えい防止のために必要な措

置を講ずることを求めます。

＜名簿提供先が行う個人情報の漏えい防止のために必要な措置＞

- ・ 取組の対象となるエリアを定め、区に届け出ること。
- ・ 情報管理者、情報取扱者を届け出ること。
- ・ 名簿保管方法について届け出ること。
- ・ 協定書で定めている届出事項に変更が生じたときは、区に報告すること。
- ・ 個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。

その他名簿情報の漏えいの防止及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずること。

※ なお、情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第 49 条の 13 に規定する秘密保持義務が生じます。(情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とします。)

ウ 事業者への協力働きかけ、連携

民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃からの利用者と地域との関係づくり支援等の協力、災害発生時の利用者の安否確認、避難支援等の協力を働きかけていくとともに、協力協定を締結していきます。

(3) 要援護者のための避難所の確保

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、中区役所は社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。

### 3 聴覚障害者への情報配信

区災害対策本部から災害時緊急情報を FAX 通信網を利用して自宅の FAX へ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

#### 【対象者】

原則として 2 級から 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅に FAX がある方

## 第 4 節 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の防災対策

### 1 浸水危険の周知

区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、要配慮者利用施設に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

### 2 情報伝達体制の整備

区長は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、FAX、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

### 3 避難確保計画の作成

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施しなければなりません。

## 第5節 社会福祉施設における防災対策

社会福祉施設には、寝たきりやからだの不自由な高齢者、あるいは障害（児）者といった、災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を確保するためには、日ごろから十分な防災対策を講じておくことが必要です。

### 1 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定します。

### 2 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施します。

### 3 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が損傷したりすることのないよう、施設、設備等を常時点検します。とりわけ、火気については日ごろより安全点検を行います。

### 4 避難体制等の整備、確認

緊急に避難を要する場合における避難の方法、避難先、避難路等について事前に定めるとともに、合わせて、特別警報の発表時や、すでに浸水が始まっており、緊急に命を守る行動をとる必要がある場合における応急的な対応（2階以上への垂直避難や重要な医療機器等の移動等）について事前に確認し、関係者に対する周知徹底を図ります。また、避難者受入施設における救援救護の体制についても、災害発生時に混乱を招くことがないよう、事前に確認をします。

### 5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所（通所）者は、自力での避難が困難な人が多く、他の人の介助が必要な場合があります。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、必要に応じて、隣接自治会・町内会等と応援協定を結び、地域住民の協力が得られる体制作りを推進します。また、施設種別や在宅サービスの種別・専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と災害時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

### 6 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡がとれるよう緊急連絡先を把握します。

## 第6節 企業の防災活動の推進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

また、地下街等において、複数の管理者が存する場合は、横断的な組織である協議会などを設置し、情報伝達及び避難体制等の確立に努めるものとします。

なお、企業は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。